

米穀の商慣習に関する意見交換会  
とりまとめ報告

令和 3 年 2 月

## 目 次

1. 意見交換会の開催経過	1
2. 議論を通じて示された現状と課題及び今後の対応方策	2
(1) 玄米の余マスの目的	2
(2) 余マスの設定根拠と量	3
(3) 余マスの負担のあり方	4
(4) 紙袋の場合の農産物検査における「皆掛重量」の取扱い	5
(5) 30 kg紙袋の見直し	5
資料1 「米穀の商慣習に関する意見交換会」について	6
資料2 第1回意見交換会の主な意見	8
資料3 第2回意見交換会の主な意見	10
参考1 米穀の商慣習に関する意見交換会（第1回）配布資料	13
参考2 米穀の商慣習に関する意見交換会（第2回）配布資料	29

## 1. 意見交換会の開催経過

本意見交換会は、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画において、「農産物検査規格と商慣習の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」とされたことを踏まえ、いわゆる「余マス」をはじめとする米穀の商慣習について、関係者間の意見交換を行い、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」に報告するため、米の生産者、集出荷業者、卸売業者に流通・計量・法律の専門家を加えた8名の出席者で構成し、開催したものである。

同年9月10日に、第1回意見交換会を開催し、余マスを含む商慣習の現状や課題、アンケート調査の内容等について議論を行った。

第1回意見交換会の議論を踏まえて作成した調査票案について、出席者からの意見を反映し、同年10月16日から11月13日まで農林水産省ホームページにおいて、生産・流通・販売事業者を幅広く対象として、余マスの実態や今後の対応方策等についてアンケート調査を実施し、447件の回答を得た。

同年12月24日に、第2回意見交換会を開催し、アンケート調査結果を基に、余マスの目的、設定根拠と量、負担のあり方及び今後の対応方策等について議論を行った。

米の余マスについては、保管中の水分率の減少による重量の欠減を予め補う等の目的から、商慣習として長年、定着してきたものと考えられる。

一方で、米の生産・流通・販売の現場においても、全国レベルはもとより、当然又は既定の慣習として行われ、そのあり方について明示的な議論は長らくされてこなかった中で、農産物検査で検査用サンプルを採取するためのものとの認識も一部で見られていた。

そうした中で、今般、改めて米の取引関係者や関連分野の専門家の参集を得て、余マスについて、アンケート調査による実態把握や、それを踏まえた意見交換を行った。これを通じて、様々な現状や課題が明らかになり、今後の対応方策について検討を行うことが出来た。

加えて、30kg紙袋の軽量化に関する課題等についても意見交換を行った。

本報告は、本意見交換会出席者の確認を経た上で、余マスの現状・課題及び今後の対応方策等についてとりまとめたものである。

## 2. 議論を通じて示された現状と課題及び今後の対応方策

### (1) 玄米の余マスの目的

余マスとは、生産者が米を出荷する際に、正味重量（内容量の重さ）を超えて多めに袋詰めされた米のことである。例えば、正味重量 30kg に対して、30.5kg の皆掛重量（包装込みの重さ）で出荷されることがあるが、この場合は、正味重量と風袋重量（包装の重さ）230g を除いた 270g が余マス分であると考えられる。同様に、フレコンバックで出荷される場合にも、例えば、正味重量 1080kg に対して、1092kg が出荷されることがあり、この場合は、正味重量及びフレコンバックの重量 3kg を除いた 9kg が余マス分であると考えられる。

こうした余マスについては、保管中の水分率の減少等による重量の欠減を予め補うなど、商品として引渡しを行う時に信頼できる重量を確保することが主目的であると考えられるが、それ以外に、販売促進の観点等が含まれる場合もあることが確認された。

また、アンケート調査では、生産者の約 2 割が余マスの目的について「よくわからない・知らない」と回答しており、余マスの目的が十分に認識されていない場合があることや、生産者の約 5 割、集出荷業者の約 7 割、卸売業者の約 6 割が「農産物検査で検査用サンプルを抜き取るため」と回答しているなど、目的が誤解されている場合があることが明らかになった。

こうした中で、玄米のみならず、精米商品でも内容量が表示重量を下回らないように、卸売業者の約 7 割が多めに袋詰めしており、その量は、ばらつきはあるものの、5kg の精米商品であれば 5g、10kg の精米商品であれば 10g である場合が最も多く、どちらでも約 3 割を占めることも確認された。

こうした状況に対し、本意見交換会では、「当事者が目的を理解・共有して取引することが重要である」との指摘があった。

このため、今後の対応としては、当事者間の話し合いや余マスの目的の理解・共有の促進に資するよう、①余マスの目的が当事者にどう認識されているかに関する全国的な事例についての情報提供や、②国の法令に基づくものといった誤解を解消するような情報提供を広く行うこととしてはどうか。

## (2) 余マスの設定根拠と量

現在は、どのような規程・根拠に基づき、余マスの量を設定しているのかについては、実態や認識にばらつきがある。

アンケート調査では、余マスの設定根拠として、生産者、集出荷業者、卸売業者に共通して約4割が「登録検査機関による指示」と回答していたが、その他に「出荷・販売契約」、「取引先との出荷・販売契約以外の文書や口頭による指示」、「地域における取り決め・商慣習」、「農産物検査規格など国の法令」、「紙袋の記載」、「よくわからない」と回答がばらついており、余マスの設定根拠に関して、当事者間で共通認識や理解が形成されていない状況が確認された。

なお、認識されている余マスの設定根拠としては、「登録検査機関による指示」との回答が最も多く、また、「農産物検査規格など国の法令」との回答もあったが、実際には、農産物検査規格において、余マスの設定や量についての規定はされておらず、誤解である。

また、設定されている量も地域や個別取引により様々な状況である。

アンケート調査結果では、30kg 紙袋の場合の余マスの量は、生産者、集出荷業者、卸売業者全てで、270g(正味重量に対して0.9%)、次いで370g(正味重量に対して約1.2%)との回答が多かったが、260g以下や380g以上の回答も確認された。地域別でも、関東・東山は370gが約4割、それ以外の地域は270gが約3割から約5割と最も多い回答となったが、どの地域においても最大で過半を占める程度であり、各地域内のばらつきが確認された。

また、フレコンバッグの場合の余マスの量も、正味重量に対して0.8%前後となる回答が多かったが、同様にばらつきが確認された。例えば、正味重量1020kgの場合では、余マスの量は8kg(正味重量に対して0.8%)の回答が最も多い2割を占めたが、最小で1kg(正味重量に対して0.1%)、最大で13kg(正味重量に対して1.3%)の回答があった。

こうした中で、一部の生産者等は、取引先と交渉・相談を行い、その結果、余マスの量が変更された事例があることも確認された。

こうした状況に対し、本意見交換会では、余マスの量について「科学的根拠や測定した水分量に基づいて適切な量を設定すべ

き」、「売り手と買い手が納得して取引を進められるよう、当事者間での十分な話し合いに基づいて設定すべき」、との指摘があった。

一方で、「余マスの量を生産者ごとに設定することは困難」との指摘もあった。

このため、今後の対応としては、取引当事者が、それぞれの取引における余マスの目的に即して、適切な量の設定等について話し合いを行う場合に、これに資するよう、設定根拠や量に関する全国的な状況や事例、関連する科学的知見等について、広く情報提供を行うこととしてはどうか。

### (3) 余マスの負担のあり方

アンケート調査では、生産者、集出荷業者、卸売業者に共通して、「余マス分を考慮しない取引価格となっている」とする回答が約6割を占めており、生産者が余マスを負担している場合が多いと考えられる。

また、生産者、集出荷業者、卸売業者の約2割程度の者は、誰が負担しているかについて、「どちらでもない。明確にはなっていない」という認識であった。

しかし、誰が、どこまで負担すべきなのかについては、生産者の約5割が「集出荷業者・卸売業者も含めて負担すべき」と考えている一方で、集出荷業者の約6割、卸売業者の約8割は「生産者が負担すべき」と考えており、当事者間で共通認識が形成されていないことが明らかになった。

こうした状況に対し、本意見交換会では、「引渡し以降は買い手の責任である」、「科学的根拠に基づき量を設定できれば売り手が負担してよい」との議論があったのに加えて、「取引条件に含めて当事者間で交渉すべき」、「取引価格は経済的な力関係により決まるので、余マスの負担を機械的に切り分けることには意味がない」との指摘があった。

これらを踏まえると、余マスの目的や適切な量に関して当事者間で話し合いを進める中で、取引条件の中で余マスをどのように位置付けるかや、取引価格と余マスはどのような関係にあるかも含めて、余マスの負担のあり方について、当事者間で明確な共通認識を持つことが重要であると考えられる。

このため、今後の対応としては、上記の（１）・（２）の情報提供に併せて、余マスの負担は取引条件の一部として当事者間で話し合いの対象となりうること（取引価格と一体的なものと認識して話し合いを行うことも含む。）について、具体的な事例を含めつつ、広く情報提供を行うこととしてはどうか。

また、上記の（１）から（３）までを踏まえ、米の取引当事者同士が余マスの目的、設定根拠と量、負担のあり方等について話し合いを行う環境を整備するため、農林水産省が、余マスの実態・事例や、本意見交換会における議論に基づき、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引き（仮称）を作成することとしてはどうか。

#### （４）紙袋の場合の農産物検査における「皆掛重量」の取扱い

現在は、農産物検査における量目の検査において、正味重量と風袋重量に加え、余マスを含めた重量が、検査請求された皆掛重量を満たしているかどうかを確認・証明している。

これに対し、本意見交換会では、「正味重量が守られていることが重要」、「皆掛重量の検査・証明は、余マスの量を国が法令・制度で決めているものとの誤解を招いており、廃止すべき」との意見があった。

このため、農産物検査における量目の検査においては、正味重量のみについて検査・証明を行うこととし、皆掛重量の検査・証明を廃止することとしてはどうか。

#### （５）30 kg紙袋の見直し

現在の紙袋での出荷・流通の主流となっている30 kg袋に包装された米のばら積み・ばら下ろしは、運送事業者から敬遠される傾向があることから、今後の物流を持続的に確保するためには、20 kg袋に転換する等、軽量化すべきとの問題提起があった。

これに対し、アンケート調査では、軽量化した場合の袋詰めや積み下ろしの手間・時間の増加、袋代等のコスト増への懸念等が示され、本意見交換会では、「物流側との話し合いも重要」との指摘があった。

このため、物流側の視点も含めた上で、検討を継続することとしてはどうか。

## 「米穀の商慣習に関する意見交換会」について

### 1 目的

本年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画において、「農産物検査規格と商慣習の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」とされたことを踏まえ、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討委員会」が開催されることとなった。このうち、米穀の商慣習について関係者間の意見交換を行い、同検討会に報告するため、「米穀の商慣習に関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を開催する。

### 2 議題

現在の米穀の商慣習における課題及びその対応方策

### 3 運営

- (1) 意見交換会は、原則としてWEB会議方式を併用して開催する。
- (2) 意見交換会は、原則として公開とする。
- (3) 意見交換会の資料及び議事録は、意見交換会終了後に出席者等の了解を得た上で、農林水産省のホームページにおいて公表する。
- (4) 上記にかかわらず、企業の経営上の観点から必要がある又は意見交換会の運営に支障があると認められる場合には、意見交換会、資料及び議事録を非公開とすることができる。
- (5) 意見交換会の庶務は、農林水産省政策統括官付農産企画課において行う。

### 4. 開催状況

令和2年9月10日 第1回意見交換会

〃 12月24日 第2回意見交換会

( 〃 10月16日～11月13日 アンケート調査を実施)

### 5. 会議資料及び議事録

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kansyu.html>



## 6. 意見交換会の出席者（五十音順、敬称略）

おりかさ	しゅんすけ	
折笠	俊輔	公益財団法人流通経済研究所農業・地域振興研究開発室長
せんだ	のりひさ	
千田	法久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
たかぎ	まさる	
高木	賢	弁護士、公益大学法人高崎経済大学理事長
たかさき	せいじ	
高崎	誠治	伊藤忠食糧株式会社米穀本部米穀原料統括部長
たかます	きよし	
高増	潔	東京大学名誉教授
やぎ	きはる	
八木	輝治	農業生産法人 有限会社鍋八農産
やまざき	よしお	
山崎	能央	株式会社ヤマザキライス代表取締役
やまもと	さだお	
山本	貞郎	全国農業協同組合連合会米穀部長

## 第1回意見交換会の主な意見

## 1. 余マスについて

## 【目的】

- ・ 農産物検査規格に記載されておらず、法令に基づくものではない。
- ・ 引き渡した後の欠減の補填を求められた過去の経験を踏まえて形成された商慣習。
- ・ 異物混入もあるため、それに代わるものとして入っているのではないかと考えていた。
- ・ 売れゆきに応じて、(売れゆきをよくするために) 余マスを多めにしたという事例もあると聞いている。
- ・ 野菜などでも似た慣習が存在すると聞いている。
- ・ 精米商品でも、量目不足を避けるため、サービスとして表示数量より多めに袋詰めしている。
- ・ 食品に限らず、販売されているもので規定重量を割ることは許されず、規定重量より多く入っている。
- ・ 売買の目的物の数量は、種類及び品質とともに、引渡し時に満たさなければならぬ重要な要素の一つであり、民法においては、売買の目的物の数量不足の場合に買主の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償及び解除権の行使の規定が設けられている。
- ・ 流通過程で減量する可能性がある場合に、その分について増量しておくことは、取引の安定や後日の紛争予防を期する上で、合理性がある。

## 【重量】

- ・ 県ごとに毎年定める集荷方針などで決められている。
- ・ 紙袋の場合は皆掛重量 30.5kg や 30.6kg が多いが、フレコンの場合は産地ごとにばらつきがある。
- ・ 検査証明書には、予め「皆掛重量〇kg」と印刷されているため、実質的に、この重量を満たさないと検査を受けられない。検査証明書の中に皆掛重量の表記は必要なのか。見直せば余マスの量を臨機応変に設定できるのではないか。

## 【設定方法】

- ・ 余マスをなくすのではなく、これを機会に、どうあるべきか、明確にするべきなのか、話し合いを進める必要。
- ・ 余マスの多寡は、ルール化するとなると難しい。売り手と買い手が議論して、納得いく取引をすべき。強制するのではなく、議論しながら丁寧に話し合いをして決めていかなければならない。
- ・ 統一が必要なのか、各県ごとの商慣習を尊重すべきなのかも議論が必要。
- ・ 水分量の問題は品質の問題であるが、品質によって価格を変えるべき。
- ・ 生産者や産地により玄米の品質は違うので、交渉して個別に決めてもよいのではないか。

- 個々の取引における個別取扱いに任せずに、量や割合を定式化しておくことはある程度合理性がある。現在の流通実態や取引当事者の意識などを総合的に考慮して判定していく必要がある。
- 生産者ごとに分けて対応するのは非現実的。
- 量り方を決めて正しく量るべき。余計な数量を入れるのは現代的でない。

#### **【負担のあり方】**

- 出荷後の販売時期は不確定要素。出荷後の量目不足は生産者の責任ではないのではないか。
- 生産者が不利益を被っているのであれば、是正していく必要がある。
- 実需と生産者が win-win になる形で痛み分けをする話し合いが必要。
- 消費者や実需者に価格転嫁できる仕組みを作らないと根本的な解決にならない。

#### **2. 紙袋のサイズについて**

- 30kg の紙袋は、やめるべきではないか。

## 第2回意見交換会の主な意見

### 1. 余マスについて

#### 【目的】

- ・ 水分の減少を考慮して、余マスがあってもよいと思うが、目的をきちんと共有すべき。
- ・ 余マスは無くすべきではないが、アンケートを見ても、余マスの目的を生産者がよく理解・認識できていないことが問題であり、理解して契約することが大事。
- ・ 余マスはお互いを信頼関係で結びつけるもの。
- ・ 玄米には異物があるからではないか。買い手からの強制があってはならないが、量目不足を防ぎ消費者との信頼関係を守るためや、産地間競争などのサービスの一環としてあるのではないか。
- ・ 最終的に受け渡す段階での正味重量の欠減を防ぐため。余マスの目的を生産者と共有した上で、必要な量を入れるべき。
- ・ 正味重量丁度に入れることは不可能なため、余マスは必要不可欠。

#### 【重量】

- ・ 現状の余マスの量は、科学的根拠や国際基準との整合性が不明だが、設定根拠が明らかになれば自ずと量は決まるのではないか。
- ・ 余マスの量に地域差があるため、同じ量でも出荷先によって量目不足とされることには違和感がある。
- ・ 秤の誤差程度の余マス（精米で0.1%程度）は合理的。水分量を計っているのであれば曖昧な決め方はやめ、合理的に算出すべき。
- ・ 重量の取り決めは歩留まりに直結し、標準原価に大きく影響するため、今ある商慣習の急激な変更は流通に悪影響であり、売り手・買い手双方が納得できるよう丁寧な議論が大切。また、国ではなく、民間で決めて行くべきもの。
- ・ 引渡後の保管期間に応じて、余マスの量を決めると生産者の間に不公平がある。年間を通した公平な余マスの量であるべき。
- ・ 最終的に引き渡す段階での重量を確保するためものであるが、量の決め方は非常に難しい。引き渡しまでの期間や年ごとの天候、地理的な違いなど、様々な条件がある。

#### 【設定方法】

- ・ 地域毎に量が異なるにもかかわらず、価格に反映されないのであれば、生産者の不満は当然。①生産者はどのくらい先まで正味重量を保証すべきかと、②科学的根拠を持って余マスの量を定めること、を分けて考えるべき。
- ・ 余マスの必要性を認識した上で、各商取引で余マスの量を話し合える環境作りが大切。
- ・ 地域で標準の余マスの量を決めるのは妥当。また、卸側で余マスの量を取

引条件に入れるのはどうか。目的が明確化される上、取引者間で議論が進むメリットがある。

- 余マスの量を設定する根拠は、科学的根拠に基づくべき。 様々な条件があるので難しいかもしれないが。
- 生産者としては、玄米を引き渡したら、取引は終わったという感覚。引き渡した後の管理なども話し合うことが必要。
- 引渡後の欠減などのトラブルの際に、生産段階での計量履歴を証明できるような仕組みさえあれば、余マスの量は相対で決めればよい。
- 取引先と直接話ができる生産者が、相対でそれぞれ決めるのは否定しないが、様々な生産者と取引する集荷業者としては、生産者毎にそれぞれ余マスの量を設定するのは難しい。
- 県単位でしっかりと議論して、地域で設定した重量は是としたい。今回を契機に各県で一から見つめ直したい。

### 【負担のあり方】

- 引き渡した時点で所有権は移転するのだから、引き渡し以降も生産者が保証するのは違うのではないか。
- 所有権移転が行われた段階で重量が確認できれば、そこから先は買った側の責任。
- 科学的根拠に基づいて設定するのであれば生産者が負担してもよいと考える。
- 麦やトウモロコシ輸入ではバルク輸送時の脱漏分も踏まえて価格を設定しており、コメでも同様の考慮は可能かと思う。ただし、実需への販売価格に転嫁するための交渉はシビア。
- 余マスの負担の議論は米の価格が安すぎるのが根本的課題。業界内での負担の押し付け合いではなく、米を食べる人が適切な対価を払うことをお題目でも最終的なゴールとすべき。
- 余マス分の負担がどこに帰属するかは経済的な力関係で決まるものであり、機械的に決めてもあまり意味がないのではないか。

### 【皆掛重量の廃止】

- 玄米張り込み時に計量していることや、皆掛重量の記載のないフレコンの割合が増えてきていることから、無くても特段困らない。
- 将来的には、取引の電子化により、正味重量もデータでのやりとりが行われるようになるはず。正味重量が守られていることが大事であり、皆掛重量を袋に記載する意味はない。
- 検査枠内に表示されていると、いつの間にか強制力を持ってしまうため、フレコン同様に外枠に出すか、廃止がよい。
- 正味重量だけが確保されればよいのではないか。
- 皆掛重量を農産物検査の検査欄に書かなくてもよいのではないか。
- 流通過程で各関係者が正味重量を計量し、正味重量に対して対価を払うのであって、トレーサビリティができているのであれば、皆掛重量は不要では

ないか。

### 【その他】

- ・ 農産物検査における水分値の設定の見直しも必要なのではないか。

### 2. 紙袋のサイズについて

- ・ 米を忌避して取り扱いを止める物流事業者は多い。パレットを使う前提であれば30kg紙袋でもかまわない。20kg以外に15kg規格などもありうると思うが、物流側との話し合いがポイントであり、引き続き物流の観点から議論してほしい。
- ・ 現行規格の紙袋はコスト高であり、ひもを縛るのも重労働。リサイクル可能な新素材や新規格の新しいガイドラインが必要であり、販売方法の多様化に対応して袋の選択肢を増やすべき。
- ・ サイズは自由に選べると良いが、急激に変えるのは費用がかかる。
- ・ フレコン比率は65%程度まで高まっているが、町のお米屋さんには紙袋で卸しており、紙袋が無くなることはない。
- ・ 内容量の少ない袋は、切り込み作業が増えて生産性がさがるため、今の30kgのままで良いと思う。
- ・ 保管効率の観点では、(パレット、フレコンでも)統一パレット、キューブ型フレコンが良い。